

# 入札心得

## 1 次の場合は入札を無効とする。

- ① 入札について不正の行為があった場合。
- ② 指定した入札日時までに到着しない場合。
- ③ 入札書に記載されている金額その他必要事項を確認し難い場合又は記名押印のない場合。
- ④ 本人が確認できるもの(名刺)を提出しなかった場合。
- ⑤ 代理人が委任状を持参しない場合。
- ⑥ 予定価格が事前に公表されている入札において、積算内訳書を提出しないで入札をした場合。
- ⑦ 再度入札にあたり、直前の入札の最低価格以上の入札をした場合。
- ⑧ 予定価格が事前に公表されている入札において、当該予定価格を超える金額で入札した場合。
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した場合。

## 2 入札書について

- ① 入札書は、封筒に入れずに提出すること。
- ② 提出された入札書の引換え・取り消し・訂正等は認めない。

## 3 入札(見積)回数について

- ① 予定価格事前公表対象の入札は1回とする。
- ② 予定価格を事前に公表しない入札については、再度入札を含め3回とする。再度入札をしても落札者がいない場合は、地方自治法第167条の2第1項第8号を適用する。
- ③ 見積もり合わせは、3回を限度とする。

## 4 同価格が2人以上ある場合の落札者の決定

ただちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決める。

## 5 契約内容について

閲覧のときに工事等の工期、請負代金額の支払方法及び必要事項について説明する。

## 6 注意事項

- ① 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。その場合は入札日前日までに辞退届を持参または郵送により提出をする。当日、欠席の場合は辞退とみなす。
- ② 入札書は、定刻までに提出しなければならない。
- ③ 入札室では常に静粛にし、私語は絶対に慎むこと。
- ④ 入札室には、酒気を帯びて入場してはならない。

## 7 その他、阿見町契約規則の規定によるものとする。